

個別指導塾 CASTDICE 入塾説明書【開示書面・契約書面】

1. 提供される役務の内容

- ① 役務の種類は「学習指導及び学習管理」とします。
- ② 役務提供形態または方法
特定の期間内に、乙及び甲が合意した時間でのオンライン形式。
また乙による資料準備・作成。
- ③ 契約期間は、入金日からお見積書上の最終指導日が属する月の末日までとします。契約期間中、受講時間・コースの変更・追加、契約期間の延長が可能です。

2. 入塾申込み後のクーリング・オフ等

- ① 甲は、本契約書面を受領した日から起算して 8 日間は書面によって契約を解除することができます。
- ② 第 1 項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が特定商取引法（以下、法）第 44 条第 1 項の規定に違反して法第 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、又は乙が法第 44 条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第 48 条第 1 項の書面を甲が受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、甲は書面によって契約を解除することができます。
- ③ 契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ④ 契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤ 第 1 項の契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

3. 「中途解約」について

- ① 乙は契約申込日後、甲から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。
 - i. 学習指導開始後である場合、提供された役務の対価及び二万円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額（対象期間に入塾金の支払いがある場合のみ、月按分にて入塾金も返金対象となります。）
 - ii. 学習指導開始前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として上限一万一千円迄の初期費用
- ② 前項の役務の対価の単価は（月・時間数）で計算をします。ただし、受講を伴わないコースは、申出のあった（日付・週）

で計算をします。

- ③ 第 1 項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除ができます。
- ④ 3 項の契約の解約時に、甲が乙に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合、乙は甲に当該金額を返還するものとします。
- ⑤ 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ⑥ 返還金を受ける場合は、甲は乙の指定する書面・方法を提出することにより返還金の振込先を明示するものとし、乙は甲の書類提出日より 60 日以内に返還金を振込によって支払うものとします。

4. 受講の振替・欠席

- ① ご家庭の都合により受講日程を変更する場合、前日までにご連絡いただければ月に 1 回まで無料で変更を行います。月 2 回目以降は 1 回の変更につき 1 時間あたり 3,000 円（税抜）を 30 分単位で計算し、申し受けます。また指導日程は講師の予定の範囲内での変更となります。
- ② 30 分以上の遅刻は無断欠席として扱い、講師はそれ以上の待機は致しかねます。
- ③ 欠席された指導の事後的な振替は致しねます。
- ④ 欠席された指導分の返金はいりません。同様に振替のご連絡をいただいても振替指導が完了となる以前に退塾された場合、振替指導分の返金はいりません。（当塾側都合による振替を除く。）

5. 休塾

- ① 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内の期間、何らかの事情で予め欠席となることが判明している場合、当該期間を休塾期間とすることが可能です
- ② 3 ヶ月以上の休塾対応はできず、3 ヶ月以降も復塾が難しい場合は退塾（中途解約・返金）対応を致します。
- ③ 休塾期間中に料金は発生しませんが、復塾の際講師や指導日程が変更になる可能性があります。

6. 前受金の保全

前受金の保全措置はとっておりません。

7. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続

ローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を行う場合には、割賦販売法に基づき役務提供事業者が生じている事由をもってその支払請求に対抗できます。

8. 支払方法と期限

支払方法は銀行振込みにて申込後 7 日以内にご入金ください。

9. 個人情報保護

本契約に際し、乙が収集した個人情報は、学力向上、事務連絡、成績管理・分析及び統計資料作成、乙及び関連グループからの各

種案内送付、ならびに教育サービス開発・研究のために利用します。なお、乙の指導手法による成果を多くの方々に周知するために個人が一切特定できない形で、発言、コメント（の一部）、合格実績、成績事例等をオンライン・オフライン問わず掲載することがあります。個人が特定可能な形での掲載はオンライン・オフライン問わず必ずご家庭の許諾を得るものとします。

10. 紛争の解決

- ① 本約款に定める事項及び契約内容に疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
- ② 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

個別指導塾 CASTDICE

株式会社キャストダイス 代表取締役 小林尚

東京都豊島区東池袋 1-42-14-302

TEL:03-5944-9855

E-mail :info@castdice.co.jp